



平成27年4月21日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号：4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号：03-5733-5904)

行使価額修正条項付き第2回新株予約権（第三者割当）の 取得及び消却に関するお知らせ（MS ワラント）

当社は、平成27年4月21日開催の取締役会において、平成26年6月16日に発行いたしました第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」）について、下記のとおり、残存する本新株予約権の全部について、取得及び消却することを決議いたしました。本新株予約権の新株予約権者であるフィリップ証券株式会社（以下「本新株予約権者」という。）より、当社と本新株予約権者との間の本新株予約権に係る買受契約（以下「本買受契約」といいます。）の規定に基づき、残存する本新株予約権全部の取得を請求する旨の通知を受領したため、本買受契約の規定、本新株予約権の取得条項及び会社法の規定にしたがって、本新株予約権の全部について取得及び消却いたします。

1. 本新株予約権の内容

- (1) 取得する銘柄 株式会社メッツ 第2回新株予約権
- (2) 取得する個数 46,265 個*
- (3) 取得日 平成27年5月6日
- (4) 取得価額 2,081,925 円

*但し、(3) 取得日までに、割当先が、本新株予約権の行使を行った場合、当該個数は、減少致します)

2. 本新株予約権の取得理由

本日まで本新株予約権 73,735 個の権利行使が行われ、合計 298,336,100 円の資金を調達しております。しかし、平成27年1月19日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額である40円を下回り、また平成27年1月9日以降、割当先の権利行使が行われていない状況であることから、今般本新株予約権者から、本新株予約権の取得条項を発動する旨の報告がありました。

なお、当社としましては、取得後の自己新株予約権についても、消却を行うことと致しました。

3. 本新株予約権取得後の自己新株予約権の全部消却

本新株予約権の要項及び会社法第 276 条に基づき、本日の取締役会において、上記のとおり取得する本新株予約権の全ての個数となる 46,265 個を消却する決議を行いました。

(注) 本新株予約権発行要項 第 17 項 新株予約権の取得事由

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 30 取引日連続して下限行使価額の 40 円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から 2 週間前までに事前通知を行い、第 22 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して 2 週間後の日において、本新株予約権 1 個あたり 45 円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

4. 本新株予約権取得後の資金獲得手段について

本新株予約権取得後は手元資金と担保設定を前提とした間接金融による資金を充当する予定ですが、当社は、引き続き、間接金融、直接金融を含め、あらゆる手段での資金調達の検討を行っております。進捗に応じて、必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上